改正案のポイント

- OIEコードの他の疾病に関する章の構成を踏襲
- 鼻疽を「鼻疽菌のウマ科動物への感染」と定義
- 〇 衛生状態に関しては国に加え、「地域」を導入
- 〇 清浄性復帰の条件を明記
- 〇 精液および生体由来受精卵の輸入条件を追記
- 鼻疽に関する清浄性を確認するためのサーベイランスの要点を明記(現行コードではサーベイランスの一般規定への言及のみ)

11

資料6

その他の動物衛生関係の章の改正案(3)

「有鉤条虫感染症」の新規章(第2次 案)について

(OIEコードにおける当該章の位置)

第Ⅱ巻 国際貿易上重要なOIEリスト疾病その 他の疾病に適用される勧告

(第8部 多宿主疾病?) 新規章 有鉤条虫感染症

新規章(2次案) 有鉤条虫感染症(1)

第3条 予防及びまん延防止措置(抜粋)

- 獣医当局又は他の所管当局は、以下の措置も実施。
- 1. 豚の感染予防
- d) 条虫の保因者による豚の飼育(の回避)
- →豚の飼養施設には適切な人用の洗面所を設けること
- 2. 豚でのまん延防止措置
- a) 獣医当局は、全と畜豚が、と畜検査(第6.2章)のコー ドに従い、かつ囊虫症(第2.9.5章)のマニュアルを参考 に従い、と畜後の肉の検査を受けるよう確保。
- b) と畜後の肉の検査中に嚢虫が発見された場合:
 - iv) 既知の汚染施設からの豚のと畜検査は、施設の汚 染が除去されるまで、強化すべき。(追加)

新規章(2次案) 有鉤条虫感染症(2)

第5条 豚肉及び豚肉製品の輸入条件(抜粋) 全積送品が以下を満たす証明書の提示を求める。

- 3) 以下のいずれかを満たすこと。
- a. 第1.4.6条注)に従い、有鉤条虫の清浄性が証明された 国、地域又は隔離個体群 compartmentで、誕生及び 飼育した豚に由来。(追加)
- b. と畜後の有鉤嚢虫の検査に合格した豚に由来。
- c. 次の第6条に従い有鉤嚢虫を不活化(加熱又は凍結)。

第6条 豚肉の有鉤嚢虫の不活化方法

- 1) 中心温度が少なくとも80°C60°Cになる加熱処理、又は
- 2) マイナス10℃以下の温度で10日間以上又はこれに相 当する時間及び✓温度での凍結
- 注)病気や感染の清浄性を証明する疾病監視(*surveillance*)を規定